

◎ 中小企業者等に対する金融の円滑化

を図るための臨時措置に関する法律

(平成二十二年二月三日法律第九六号)

一、提案理由

(平成二十二年一月一日・衆議院財務金融委員会)

○ 亀井国務大臣　ただいま議題となりました中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

世界的な金融資本市場の混乱により、我が国でも厳しい経済金融情勢及び雇用環境にある中、中小零細企業等からは、資金繰りがなお厳しく、かつてない深刻な状況にあるとの声が上がっております。こうした状況にかんがみ、中小零細企業及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図ることにより、中小零細企業の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を期することが喫緊の課題となっております。

このような観点から、中小零細企業及び住宅資金借入者に対

する金融の円滑化を図るために必要な臨時的な措置を講ずるため、本法律案を提出することにした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、金融機関に対する債務を有する中小企業または住宅資金借入者であつて、債務の弁済に支障を生じており、または生ずるおそれがある者から債務の弁済に係る負担の軽減の申し込みがあつた場合には、金融機関は、できる限り貸し付けの条件の変更等の措置をとるよう努めるものとするにしております。

第二に、金融機関は、貸し付け条件の変更等の措置を円滑にとることができるよう、体制整備その他の必要な措置を講じなければならぬこととしております。また、金融機関は、講じた措置の状況等に関する説明書類を作成し、公衆の縦覧に供しなければならぬこととしております。

第三に、金融機関は、貸し付け条件の変更等の措置の詳細に関する事項を当局に報告しなければならないこととするともに、当局は、金融機関からの報告を取りまとめ、その概要を公表することとしております。

第四に、説明書類に虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者、当局に虚偽の報告をした者等に関し、罰則を設けることとしております。

第五に、中小企業者に対する金融機関の信用供与の円滑化を図るため、金融機能強化法の適切な運用、信用補完事業の充実のための措置を講ずる等、政府の責務を定めております。

以上が、この法案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかな御賛同をいただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

二、衆議院財務金融委員長報告

(平成二十二年二月二〇日)

○玄葉光一郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の経済金融情勢及び雇用環境のもとにおける我が国の中小企業者及び住宅資金借入者の債務の負担の状況にかんがみ、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に留意しつつ、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の措置を定めるものであります。

本案の概要は、金融機関は、中小企業者または住宅資金借入者から申し込みがあった場合には、できる限り、貸し付け条件の変更等の措置をとるよう努めることとともに、金融機

関に対し、貸し付け条件の変更等の措置を適正かつ円滑に行う体制整備、貸し付け条件の変更等の実施状況等の開示及び当該実施状況の報告を義務づけることとするものであります。

また、政府は、中小企業者に対する金融機関の信用供与の円滑化を図るため、金融機能強化法の適切な運用、信用補完事業の充実のための措置を講ずることとしております。

本案は、去る十一月十七日当委員会に付託され、翌十八日亀井国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、昨日参考人の意見を聴取し、その後質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告

(平成二十二年二月三〇日)

○大石正光君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の中小企業者及び住宅資金借入者の債務の負担の状況にかんがみ、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に留意しつつ、中小企業者等に対する金融の円滑化を

図ろうとするものであります。

具体的には、債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合には、金融機関は、できる限り、貸付けの条件の変更等の措置をとるよう努める等、必要な臨時の措置を定めることとしております。

委員会におきましては、中小企業金融に与える本法律案の効果、金融検査マニュアル等の改定の方角、信用保証制度の充実、活用等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二年二月二七日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 本法は、中小企業金融の円滑化等が喫緊の課題となっている中での臨時の措置であることから、その影響を十分に検証し、金融システムや金融機関経営の健全性に支障のないよう運用に留意するとともに、本法の適用対象とならない中小企業者向け融資又は住宅ローン等の貸付けを行う事業者に対し

ても、本法の趣旨を十分に尊重し、条件変更等に柔軟な対応を行うよう要請すること。

一 本法に基づく条件変更等に伴い、中小企業者に対する新規融資等に支障を生じることのないよう、金融検査及び監督を通じて適切に対応すること。

一 我が国の経済金融情勢及び雇用情勢が一層厳しさを増す中で、中小企業者の資金繰り対策が重要であることにかんがみ、政策金融及び信用保証制度の充実等、中小企業金融対策に万全を期すること。

右決議する。